



HP IceWall製品評価版使用許諾

注意

受領されたソフトウェアは、ご利用にあたり、本使用許諾条件の適用を受けます。ソフトウェアをご利用いただくことで、お客様は下記使用許諾条件に同意していただいたことになります。当該使用許諾条件を受諾されない場合は、ソフトウェアをご利用いただけません。

ソフトウェア評価契約(「本契約」)は、日本ヒューレット・パカード株式会社(「日本 HP」)と、本ソフトウェアの受領者(「ユーザ」)との間で、本ソフトウェアを受領された日付で締結されるものです。

1. 製品

日本 HP は、HP IceWall 製品 評価版(「本ソフトウェア」と総称します)のオブジェクト・コード版を提供するものとし、その目的はユーザによる本ソフトウェアの社内における試験、評価のための使用に限定されます。

2. 使用許諾

日本 HP はここに、本契約第 1 条に記載された目的の範囲内において、ユーザに対し、本ソフトウェアを無償にて使用許諾を付与します。ユーザは、本ソフトウェアのプログラム及びドキュメントを複製することはできません。

3. 使用の制限

本契約第 2 条に定めた本ソフトウェアの使用許諾以外、ユーザは知的財産権の利用及び実施その他いかなる種類の使用も許諾されるものではありません。ユーザは、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルを行なわないものとします。本契約第 1 条の定めを除き、ユーザは自己の製品に関する生産、商品開発、販売企画または保守のために本ソフトウェアを使用しないものとします。

4. 納入

本ソフトウェアは、CD-ROM によって提供されます。

5. 契約期間

本契約の有効期間(「本有効期間」)は、ユーザが本ソフトウェアのインストールを行なってから 90 日間とします。本有効期間の満了時において、ユーザは直ちにその機器から本ソフトウェア及び派生物のすべてを除去し、本ソフトウェアに関する有体物のすべてを日本 HP に返却するものとします。

6. 優先順位

本ソフトウェアの適切な使用許諾の購入と使用許諾料の支払が行われる時まで、本ソフトウェアの使用は本契約に準拠するものとし、本契約は、本ソフトウェアに HP ソフトウェア使用許諾条件が含まれる場合、当該 HP ソフトウェア使用許諾条件より優先するものとします。本ソフトウェアの適切な使用許諾の購入と使用許諾料の支払が完了した時点で、本ソフトウェアは本ソフトウェアに添付される HP ソフトウェア使用許諾条件がある場合、当該 HP ソフトウェア使用許諾条件に準拠することになります。

7. サポート

本ソフトウェアのサポートは本有効期間中、一切提供されません。但し、インストール作業につきましては、別途有償でご提供します。下記 URL のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

(http://www.hp.com/jp/iw_contact)

8. 保証の排除

ユーザは本ソフトウェアを、「現状有姿」のまま受取るものであり、エラーや欠陥があった場合も、これを容認します。日本 HP は、本ソフトウェアに関しては、いかなる種類の保証も、明示か黙示かを問わず行うものではなく、特に商品性および特定目的適合性の黙示的保証を放棄します。



9. 責任限定

日本 HP は、本ソフトウェアまたは本契約における日本 HP の履行を原因としてユーザ、その顧客または第三者が被ったいかなる損失や損害についても責任を負わないものとします。また、日本 HP は、本契約の履行から生じた直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害または派生的損害については、その根拠が債務不履行、不法行為または他の法理論にあるかを問わず、責任を負いません。

10. ユーザによる変更

ユーザは、日本 HP の書面による事前の承諾がない限り、本ソフトウェアに変更を加えないものとします。日本 HP の承諾を得てユーザが本ソフトウェアを対象として何らかの変更または提案を行なった場合、それらは日本 HP が独占的に所有し、それらに関する知的財産権及びその他の権利も日本 HP の所有となります。ユーザは日本 HP が当該権利を保護できるよう、必要書類の署名等日本 HP に協力するものとしますが、その費用はすべて日本 HP の負担とします。

11. 機密保持

お客様は、本ソフトウェアに関する一切の情報及び知り得た日本 HP の営業上、技術上その他の情報を機密に保持し、日本 HP の書面による事前の承諾なしに第三者へ開示してはなりません。

12. 譲渡

ユーザは本契約に基づく権利や義務の譲渡その他の移転を行なわないものとします。譲渡や移転の試みは、日本 HP が選択すれば無効となるものとします。

13. 契約解除

ユーザが本契約に違背した場合、日本 HP はユーザに対し書面通知をなすことで直ちに本契約を解除できるものとします。更に、いずれの当事者も、事由の如何を問わず、5 日の事前書面通知をなすことで、本契約を解除できるものとします。本契約第 3 条、第 8 条、

第 9 条、第 10 条、第 11 条および第 12 条に従った両当事者の権利と責任は、本有効期間満了または本契約の中途解除による期間終了以後も有効に存続するものとします。

14. 完全合意

本契約はその対象事項に関連する両当事者の完全な合意を含むものです。本契約に明文にて記されていない表明、約束または条件は、いずれの当事者も拘束しないものとします。本契約に対する変更、追加は、書面によって規定し、両当事者の権限を有する代表者が署名するものとします。

以 上